

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長及び和歌山市教育委員会から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成27年8月24日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同上	森田昌伸
同上	寒川篤
同上	奥山昭博

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

平成27年8月24日

和歌山市監査委員

和教政第190号
平成27年8月7日
(2015年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市教育委員会
教育長 原 一 起

包括外部監査結果に基づく措置状況の通知について

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>1 文化振興課 緊急発掘調査事業（埋蔵文化財発掘調査など） 収蔵庫の防犯体制について 市では、発掘調査等による発掘物の保管場所として、和歌山市弘西にある旧和歌山市立学校給食共同調理場の建物及び和歌山市西庄にある建物を利用している。これらの収蔵庫の維持管理は市文化スポーツ振興財団に委託しているものの、常駐者はおらず、随時見回りを行っている状況である。しかし、現在の同財団の管理状況では歴史的価値のある発掘物を網羅的かつ適切に管理するという観点では不十分な面が否めない。したがって、収蔵庫での発掘物の管理にあたっては、防犯カメラの設置等、より厳重な対応を行うことを検討されたい。</p>	<p>収蔵庫の維持管理について、委託先の市文化スポーツ振興財団と協議し、随時だった見回りを月1回実施することとしました。</p>	<p>生涯学習部 文化振興課</p>	<p>116</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>2 和歌山市立博物館 和歌山市立博物館の運営について</p> <p>(1) 入館者（利用者）一人当たりの支出額（コスト）について</p> <p>和歌山市立博物館の入館者（利用者）一人当たりの支出額（コスト）が、他の市区立博物館や歴史博物館の入館者（利用者）一人当たりの支出額（コスト）より、大幅に高い状況にある。ここ3年は、少しずつ改善しているが、それでも他の市区立博物館や歴史博物館の入館者（利用者）一人当たりの支出額（コスト）の概ね2倍となっている。この状況は、入館者（利用者）数が少ないことから生じたもので、博物館による研究成果が市民に十分に還元されない状況を示すものであり、効率性の視点からも、今後の博物館の運営形態の根本的な変更を迫られる可能性も否定できないものとなっている。和歌山市立博物館の入館者（利用者）一人当たりの支出額（コスト）を改善するためには、予算（歳出）の制約が厳しい現状を踏まえると、分子の事業費（支出額）の一層の軽減を図ることより、分母となる入館者（利用者）数を増やすことが現実的な改善方法であり、同時に和歌山市立博物館が地域社会に根ざす歴史博物館として合目的な方法と考える。その改善策として下記のものと考えられる。</p> <p>i) 博物館の運営方法の改善である。「基本的運営方針」を設け、それに基づく事業計画を公表し、その実績と計画を市民の目とおして検証する開かれた運営方法を導入することである。言い換えれば市民参加の博物館運営とすることである。そうすることで、地域社会のニーズに的確に博物館経営に反映することができ、結果として入館者数も増加することになる。</p> <p>ii) 博物館が能動的に地域社会に働きかけを行うための財源を確保することである。そして、その財源を利用し、上記 i) の運営方法を行うことで、地域社会の認知を受けることが可能となる。</p> <p>iii) 展示方法の工夫である。これは直接、入館者数を増加に働きかける効果を持つ。</p> <p>iv) 学芸員の事業に対するあり方の再確認の必要性である。</p> <p>上記 i) から iii) の事項は、博物館経営の中枢をなす学芸員の活躍なくして達成不可能な事項ばかりであり、それゆえ担い手となる学芸員の事業に対する姿勢の再確認が必要である。</p>	<p>包括外部監査を受けて、開かれた博物館を実現するため、平成26年度、博物館の基本的運営方針を策定し、平成27年度当初から和歌山市立博物館基本的運営方針をホームページに公開しております。基本的運営方針の中で、博物館の計画目標として、当館の入館者数等については各指標を維持、向上させるとしております。</p>	<p>生涯学習部 博物館</p>	<p>157</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>(2) 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の遵守について</p> <p>博物館法の第8条に「文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。」との規定がなされており、設置及び運営上望ましい基準を定めると明記されている。昭和48年11月30日に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が告示された後、数々の経緯を経て、平成23年12月20日に「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が更新された。この基準は、博物館の健全な発達を図るために、その設置及び運営上の望ましい基準として定めたものであり（同基準第1条第1項）、博物館は、この基準に基づき、それぞれの博物館の水準の維持、向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとされている（同基準第1条第2項）。この基準の改正骨子に係る規定と和歌山市立博物館の現状を踏まえると、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が規定する「基本的運営方針」の設定も和歌山市立博物館では現状なされておらず、必然的に当該運営方針に基づく事業計画を立案・公表し、地域社会の目をとおして博物館経営の監視が行われる体制となっていない。「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」では、「いつでもどこでも誰でもが自らの自由意志で学ぶことができ、その成果が正しく評価される社会」である生涯学習社会において多様化する地域住民のニーズに対応し得る地域のサービス拠点に博物館がなり得るよう、その設置及び運営に関する基準が設けられている。そして、そのようになるためには、まずは、資料収集、調査研究、展示、教育普及のほか、広報、地域連携、財務等に関する事項の基本的な方向性と到達点を明示する「基本的運営方針」を設け、この内容を実現するための事業計画を立案し、地域社会に公開し、地域の評価を受けることになる。この一連の過程（計画・実行・チェック・改善の循環）を博物館経営の管理手法に取り入れることで、独善的な博物館運営を排し、むしろ新たな地域ニーズの発掘・開発も可能となり、継続的に地域の生涯学習社会のサービス発信拠点となることが可能となる。平成23年12月に告示された「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」は、努力規定が多く設けられているが、速やかに当基準に従い、「基本的運営方針」を設け、それに基づく事業計画の立案、公表及び実行することが望まれる。</p>	<p>一昨年の包括外部監査を受けて、開かれた博物館を実現するため、昨年度、博物館の基本的運営方針を策定しました。そして、平成27年度当初から和歌山市立博物館基本的運営方針をホームページに公開しております。</p>	<p>生涯学習部 博物館</p>	<p>158</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>(3) 入館料等の収入について</p> <p>和歌山市立博物館でも博物館法に基づく条例を定め、これにより無料又は他の博物館より安価な入館料による運営がなされている。そのことは、他の市区立博物館と和歌山市立博物館のそれぞれの「入館者（利用者）一人当たりの収入額」及び「収入額総額」の差額で明らかとなっている。しかし、生涯学習都市宣言の理念にそって「いつでもどこでも誰でもが自らの自由意志で学ぶことができ、その成果が正しく評価される社会」としての生涯学習社会において、博物館が常に多様に変化する利用者や地域社会のニーズに継続して対応する拠点であるためには、厳しい制約のある市の予算にのみ頼るのではなく、入館料を基本とし、図録の売却、あるいは市民からの寄贈、寄付金等の幅広い財源を確保し、これを元手に時代に合致した地域社会のニーズに応える新たな事業を能動的に行うことが必要である。実際に、平成21年の〔特別展〕「写真にみる戦後の和歌山―復興と人々の暮らし―」は有料にもかかわらず、多くの入館者があった。言い換えれば、良い展示をすれば、地域社会の賛同を得られ、生涯学習社会における重要な拠点となり得ることを示している。この収益性を見据えた博物館経営は、平成23年12月に告示された「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」には明記されていないが、広く地域社会に博物館の「基本的運営方針」を周知し、その賛同を得られる過程にその意図は反映されていると判断される。現状は厳しい博物館運営予算と連動するかたちで、入館者の数も低い水準で推移している。この状態は、地域社会の賛同を得られた生涯学習社会における重要な拠点になり得ていることを示すものではなく、この状態が続けば、その運営形態の変更を迫られることになりかねないことを示唆している。言い換えれば、入館料の見直しも「基本的運営方針」の設置及び事業計画の立案の過程で行う限り、博物館法第2条の「博物館の維持運営のためにやむを得ない事情」に該当する余地があるのではないかと判断される。条例の改定を伴うが、法的検討を加えたうえで、入館料の見直しについても「基本的運営方針」に基づく新たな博物館経営の過程で、検討することが望まれる。</p>	<p>包括外部監査を受けて、開かれた博物館を実現するため、平成26年度、博物館の基本的運営方針を策定し、平成27年度当初から和歌山市立博物館基本的運営方針をホームページに公開しております。入館料については博物館法第23条に、公立博物館は原則として入館料等を徴収してはならないとしており、当館の常設展の入館料は必要最小限の金額に設定しているが、秋季特別展の一般・大学生の入館料を400円から500円に上げることにしました。</p>	<p>生涯学習部 博物館</p>	<p>160</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況 (監査実施年度：平成25年度)

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>(4) 常設展の展示方法について</p> <p>和歌山市立博物館では、昭和60年11月開館後28年経過しているが、この間大幅なりニューアルは行われていない。かつ、予算の制約もあり、常設展の展示内容は、コーナー展示による収蔵品のスポット展示を除き、ほとんど開館当初から変更が行われていない。しかも、その展示方法は、時系列に原始⇒古代⇒・・・⇒近世⇒近代及び民族の順番を基本とした世間一般における紋切り型の内容となっている。これでは、地域住民や博物館利用者に飽きられても仕方のない状況と認識される。もちろん、特別展の開催により、新鮮な展示事業等行うことで、地域住民の賛同を得られ、入館者の維持を図ることも可能であるが、特別展のみに依拠することは収蔵品収集・保管の意義並びに学芸員による調査・研究の成果を半減させることとなる。歴史博物館が、生涯学習社会において地域ニーズに対応する拠点となり得るためには、地域に根ざした展示物を展示することが当然に求められる。入館者を増やすだけの人気取りの展示であったり、地域にゆかりのないものばかりを展示することは、地域の歴史博物館としての存在意義を自ら否定することとなる。歴史博物館は、地元密着で地域研究の実態を踏まえ、地域の文化財や資料を正確に把握した展示をすることで、初めて地域の個性を醸し出すことができ、同時に歴史博物館として個性も発揮することが可能となる。その意味で、最も近い展示品は、博物館が有する収蔵品であり、地域の文化財となり、かつこれらを展示する効率的、効果的、かつ比較的実行が容易な方法として常設展が考えられる。常設展では、これらの展示物を利用し、時系列で各時代の展示物を概ね同じスペースで展示する従来からの方法だけでなく、テーマを持って重点的に収蔵品等を展示する方法が考えられる。そうすることで、地域社会の新たなニーズをとらえることも、また掘り起こすことも考えられる。また、調査・研究の成果を様々なテーマに落とし込むことで博物館が積極的に地域の生涯学習社会に働きかけをすることも可能となる。また、この常設展のテーマに連動して、特別展の展開をすることも効果的と考えられる。以上の内容は、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の第6条第1項に規定されている。予算の制約があるが、不断のこまめな展示方法の工夫が必要であり、同時にテーマを多く出すことで広報の機会を増やし、常に地域社会とコミュニケーションを図りながら、博物館運営を行うことが望まれる。</p>	<p>包括外部監査を受けて、開かれた博物館を実現するため、平成26年度、博物館の基本的運営方針を策定し、平成27年度当初から和歌山市立博物館基本的運営方針をホームページに公開しております。当館では平成27年度から地域の寺社等の資料調査を積極的に行うこととし、常設展をテーマ展示とする検討をはじめております。</p>	<p>生涯学習部 博物館</p>	<p>161</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>(5) 学芸員のあり方</p> <p>博物館を主として担っている学芸員のあり方の再確認が必要である。学芸員は、専門的知識を有し、地域に根ざす文化財の調査研究を行い、その学術的成果を蓄積する担い手となっている。しかし、時として学術的専門性が優先され、地域との関連性や地域住民のニーズが置き去りとされることで、地域住民には縁遠い、魅力のない展示や活動等が行われることも時として生じている。歴史博物館は、地域に根ざした研究成果を、地域のニーズを踏まえて地域住民に還元しなければ、生涯学習社会における地域の拠点とはいえない。和歌山市立博物館は、学芸員が中心となり、研究の成果も着実に蓄積されており、かつ外部研修への参加等をおして学芸員自身の能力向上も努めている。また、入館者にはアンケートをとり、その結果も公表し、活動の内容にも反映させている。しかし、入館者は依然長期間にわたり低い水準にとどまっているこの現状を踏まえると、上記に記載したことを留意することも充分価値のあることと考える。地域社会のニーズと自らの専門性を如何に融合させ、更に新たなニーズを発掘するかが、学芸員の腕の見せ所であり、そのような意識を常に持つことが望まれる。そのためには、単に利用者からのアンケートだけに頼るのではなく、常に地域社会と積極的なコミュニケーションを図ることが必要であり、そのような体制作りが必要である。そして、そのことの最も基本となるものが、学芸員の地域住民に対する姿勢・あり方と考える。学芸員は、地域住民とオープンな場で対等の関係を維持し、コミュニケーションを取ろうとする姿勢が求められるものとする。</p>	<p>包括外部監査を受けて、開かれた博物館を実現するため、平成26年度、博物館の基本的運営方針を策定し、平成27年度当初から和歌山市立博物館基本的運営方針をホームページに公開しております。その中で、博物館の活動方針として地域の連携をあげており、学校そのほか地域の団体を受け入れ、出前授業など館外活動を充実させ、地域との交流をはかっていく方針です。</p>	<p>生涯学習部 博物館</p>	<p>162</p>